

発覚した悪質な工事例(2006年度)
※は飛散事故が起きた工事

建物	届け出	飛散防止	内容
札幌市のビル	○	×	解体完了前にシートを外す
札幌市のビル	○	×	解体完了前にシートを外す
札幌市のビル	×	×	除去現場を密閉せず
東京都渋谷区のマンション	×	×	所有者が自分で除去
東京都目黒区のアパート	×	×	対策をとらずに除去
東京都国分寺市の住宅	○	×	除去前に建物解体
千葉県松戸市の工場	×	○	知識不足で無届け除去
新潟県佐渡市の小学校	×	×	除去中に飛散事故
新潟県見附市の住宅	×	×	対策をとらずに解体
富山市の住宅	×	×	所有者が自分で解体
富山県射水市の住宅	×	○	解体前に無届け発覚
富山県射水市の工場	×	○	固定作業前に無届け発覚
富山県小矢部市の工場	×	○	固定作業前に無届け発覚
富山県小矢部市の工場	×	○	固定作業前に無届け発覚
岐阜県恵那市の住宅	×	×	対策をとらずに解体
岐阜市の倉庫	×	○	解体前に無届け発覚
滋賀県草津市のタンク	×	○	ミスで無届け
和歌山市の医療施設	×	○	除去前に無届け発覚
大阪府八尾市のマンション	×	○	除去前に無届け発覚
兵庫県西宮市の住宅	×	×	対策をとらずに解体
神戸市の店舗	×	○	分析ミスで無届け解体
神戸市の工場	×	×	分析結果判明前に解体
神戸市のビル	×	×	分析ミスで無届け解体
福岡県大牟田市の工場	○	×	知識不足で対策不十分で解体
大分市の住宅	×	○	知識不足で無届け解体
東京都港区のビル	×	○	知識不足で無届け除去
千葉県市原市の焼却設備	×	○	分析ミスで無届け
千葉県市原市の焼却設備	×	×	改修で飛散事故
神奈川県川崎市の工場	×	×	除去で飛散事故
神奈川県厚木市の変電所	×	×	除去で飛散事故
岡山市の立体駐車場	×	×	除去で飛散事故
東京都中央区のビル	×	×	無届けで固定作業
名古屋市のビル	×	○	事前調査不足で無届け解体
名古屋市の住宅	×	○	事前調査不足で無届け解体
名古屋市のホテル	×	○	事前調査不足で無届け解体
兵庫県西宮市のアパート	×	×	無届けで対策をとらずに解体
甲府市のビル	×	○	解体前に無届け発覚
大板市のビル	×	○	解体で飛散事故
広島県大竹市の倉庫	×	○	解体で飛散事故
神戸市のビル	×	○	除去で申請外の工法使用

アスベスト

無届け工事、シートなし作業…

大量飛散の懸念

「法制度の限界」指摘の声

アスベスト(石綿)を使った建物の解体・改修工事で、さまざまな工事が相次いでいる。飛散防止対策が不十分で、現在の大気汚染防止法では悪質な違反を見つけたのは珍しい。アスベストを使った建物の解体や改修が本格化する中、周辺住民の健康を守る対策の徹底が求められる。(地方部 木田浩夫 本文記事一面)

■「アスベスト」を使った工事
東京都渋谷区のマンション。雨がつぼみ、男性作業員が、駐車場天井(約90平方メートル)の吹き付け材をへらで落としていた。粉じんの飛散防止措置をとっていないことを心配した住民が、今年3月、区に通報した。担当職員は夜にもかかわらず、すぐに駆け付けた。吹き付け材には最も毒性の強い青石綿が約50%含まれていたが、除去は大部分終わっていた。男性は「業者に頼むと約1000万円かかるから」と言った。

神戸市では昨年9月、吹き付け材の分析結果が出る

前に、業者が工場解体に着手した。住民から「シートなしで解体している」と通報を受けた市が調査。業者は「工期を守るため。分析機関から『アスベストはない』と聞いた」と説明したが、白石綿を含んでいた。大気汚染防止法は、吹き付けアスベストが使われた建物を解体・改修する場合、自治体への届け出が必要。また、①内部をシートで密閉する②機械で内部気圧を下げる③塵埃を吹き付けるなどの飛散防止措置を義務付けている。

高度経済成長期の建物が多く、04年度まで1000件程度だった全国的な届け出件数は、06年度は1万7000件に激増した。違反は01年度のゼロから05年度に83件となった。

しかし、深刻な違反は住民の通報などで発覚する例が大半だ。飛散防止措置をとらないような悪質な業者は、無届けで作業が多い。04年度は7割、05年度は7割、06年度は7割。違反は01年度のゼロから05年度に83件となった。

「法制度の限界」を指摘する声も。自治体による立ち入り調査は、04年度まで100件、05年度は100件、06年度は100件。ある専門家は「工事が急増し、技術の未熟な業者が次々と参入している」と話す。

■監視体制
自治体による立ち入り調査は、04年度まで100件、05年度は100件、06年度は100件。ある専門家は「工事が急増し、技術の未熟な業者が次々と参入している」と話す。



アスベストの除去作業は、飛散しないようにシートで覆い、作業員は保護服やマスクを着用する(2005年10月、三重県熊野市市民会館で)



アスベストの除去作業は、飛散しないようにシートで覆い、作業員は保護服やマスクを着用する(2005年10月、三重県熊野市市民会館で)

アスベストを吸い込むと、がんの一種・中皮腫や肺がんなどが引き起こされる恐れがある。中でも中皮腫は潜伏期間が30〜50年と長く、発症後も確立した治療法がないことから、アスベストは「静かな時間爆弾」とも呼ばれる。

アスベスト使用のピークと重なる1971年ごろから、海外で健康被害が報告されるようになった。国内でも75年、アスベストを5%以上含む吹き付け材の使用が禁止された。20

市民へ被害拡大も

06年には0.1%を超えるアスベスト含有製品の製造が全面禁止された。アスベストによる中皮腫患者の医療費を、国が負担する救済制度もできた。

しかし、中皮腫による死者は95年の500人から05年の911人、06年の1050人と増え続けている。60、70年代にアスベストが大量に使用されたことと潜伏期間を考えると、死者はこれから増え続けるものとみられている。

一方、これまで明らかにアスベストの製造工場や吹き付け作業の現場で働いていた人がほとんどとされている。高度経済成長期の建物が大規模な改修工事が増え、飛散防止措置をとらないような悪質な業者が、一般市民に健康被害を拡大する恐れがある。

「法制度の限界」を指摘する声も。自治体による立ち入り調査は、04年度まで100件、05年度は100件、06年度は100件。ある専門家は「工事が急増し、技術の未熟な業者が次々と参入している」と話す。

■監視体制
自治体による立ち入り調査は、04年度まで100件、05年度は100件、06年度は100件。ある専門家は「工事が急増し、技術の未熟な業者が次々と参入している」と話す。

「悪しき原理」排除を

十分な工費をかけられる公共施設とは違い、民間の解体工事にいくらかけられるかは施工次第だ。しかも、アスベスト対策の「特徴」を背景に未熟な業者の参入が相次ぐうえ、過当競争がダンピングを引き起こす。悪質な業者を排除するには事欠かない。こうした「悪しき市場原理」で健康被害が引き起こされてはならない。工事の質の向上が図れるよう知恵を絞りたい。